

第 2 期重点項目の実施状況に関する評価（案）

平成 20 年 12 月 19 日

「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」（平成 18 年 2 月知的財産戦略本部決定）において、第 2 期に特に重点的に知的財産政策を推進していくとされた項目（第 2 期重点項目）として掲げられた事項について、その実施状況を評価すると以下のとおり。

注：今回は資料 2 に関連する部分についてのみ抜粋して取り上げている。

第 2 期重点項目	第 2 期重点項目に対する主な取組	評価
<u>i) 国際的な展開</u> 世界特許システムの実現、諸外国に対する知的財産重視への働きかけ、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の実現、国際標準化活動の推進、国際公共政策に係る議論への参画など、グローバルな視点に立った知的財産戦略を展開する。	我が国発の技術が国際標準として採用されるよう、産学官が協力し、研究開発戦略、知的財産戦略、標準化戦略を一体的に推進する。 （１）政府における国際標準化活動の強化 ● イノベーションの促進、国際競争力の強化及び世界のルール作りへの貢献を図るべく、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」を決定。 ● 国際標準提案を積極的に行い、ＩＳＯ等の関係委員会において我が国の発言力を高めるため、経済産業省は「国際標準化戦略目標」（２００６年、経済産業大臣決定）を掲げ、国際標準化活動への取組を抜本的に強化。 ● 我が国のＩＣＴ分野の国際競争力を強化するため、研究開発戦略、標準化戦略及び知的財産戦略を一体化した包括的な技術戦略を着実に実施していく必要がある等の認識の下、総務省は「我が国の国際競争力強化のためのＩＣＴ研究開発・標準化戦略」（２００８年）を策定。 ● 国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定（平成 20 年 10 月 31 日、内閣総理大臣決定）において、研究者の業績の評価の際には、「研究開発の実績に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、国際標準化への寄与等の関連する活動にも着目して評価を行う。」ことが明記された。 ● 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（２００８年）が制定され、国は国際標準への適切な対応に必要な施策を講ずることが明記された。 （２）産業界の意識改革 ● ２００７年 11 月、経済産業大臣及びＩＳＯ事務総長等が出席の下、産業界等における標準化活動の重要性について普及啓発するため、経済産業省、日本経済団体連合会及び日本規格協会の共催により「国際標準化セミナー」を開催。 （３）国全体としての国際標準化活動の強化	第 2 期重点項目として指摘された取組は進められたが、引続き積極的な推進が必要。 資料 2 「3.（２）国際標準化活動の強化」において今後の方向性について検討。

		● 2005年、日本規格協会に国際標準化支援センターが設置され、国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、国際幹事・議長等の交流会、企業への情報提供、標準人材育成が進められている。 ● 2008年、ICT分野の国際競争力を強化することを目標に、我が国における国際標準化・知財に関する様々な取り組み（国際標準化に関する普及・啓発、戦略策定及び人材育成）を統括する拠点として「ICT標準化・知財センター」が設立された。 ● 国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）における新たな分野に関する関係府省庁間の連携をより一層強化するため、2007年、「新分野における国際標準に関する関係府省庁連絡会」が設置された。また、同年、「国際標準に関する関係府省庁連絡会」を開催し、国際標準全般について関係府省庁間の連携強化の推進及び連絡会の定期的開催を確認。 ● 研究開発と国際標準化活動の一体的推進として以下のような具体的な取組が行われた。 ✓ 研究開発成果を迅速に国際標準の獲得等に繋げるため、「国際標準化推進事業」として研究開発段階から標準化への取組を進める「同時並行型」（平成19年度22件）と、各プロジェクト終了後に個別に標準化を進める「フォローアップ型」（同18件）を実施。これらから4件の国際提案等を行った。（NEDO） ✓ 平成15年に策定した「工業標準化ポリシー」に基づき、「標準基盤研究」（平成19年度23件）や「基準認証研究開発」（同10件）において研究開発と標準化を一体的に推進。（産業技術総合研究所） ✓ 「高齢者・障害者対応等の分野における標準化」では「歩行補助具用ゴムの摩擦試験方法」等について、「製品の安全確保のための標準化」では「プラスチックの着荷製測定方法」等について開発及びその標準化を実施。（（独）製品評価技術基盤機構（NITE）） ✓ 戦略的情報通信研究開発推進制度のプログラム「国際競争力強化型研究開発」において、研究成果が国際標準になるなど将来的に世界市場の開拓が見込まれる研究開発を支援。平成20年度は2件採択。（総務省） （4）人材の育成・確保 ● 2007年、国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が極めて顕著な個人に対する「内閣総理大臣表彰」及び国際標準化活動関係者に対する「産業技術環境局長表彰」を創設した。 ● 2007年、国土交通省（鉄道技術標準化調査検討会）は、鉄道分野におけ
--	--	---

		る国際標準化および国内標準化活動に対して顕著な貢献をした者を対象とする「標準化活動貢献者表彰」開始した。 ● 総務省は、「電波の日」及び「情報通信月間」における、情報通信の発展に貢献した個人及び団体等に対する表彰において、情報通信分野の国際標準化活動に貢献した者等に対する表彰も行った。 (5) アジア・太平洋地域諸外国との連携強化 ● アジア・太平洋地域における連携強化のため、2007年、アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」を策定した。 (6) 国際標準と知的財産権に係る諸問題の解決に向けた取組 ● 2006年、技術標準に必須な特許であるか否かを判断する中立的な第三者機関として日本知的財産仲裁センターが判定業務を開始した。 ● 国際標準化機関における知財権のルールに関して日本の意見が十分反映されるよう適切に働き掛け、ISO、IEC及び国際電気通信連合(ITU)の3機関共通の取扱いルールの運用が2006年3月から開始され、その取扱いルールの実施ガイドラインの運用が2007年3月から開始された。	
ii) 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援 地域ブランドの振興、地方公共団体の知的財産能力の強化などにより、知的財産活動の地域への展開を図るとともに、中小・ベンチャー企業による知的財産の活用を支援する。	地域に対する支援に当たっては、それぞれの地域の特性を活かした自主的な地域知的財産戦略の策定と実施を促進する。	● 2005年5～9月にかけて全国9箇所の経済産業局に「地域知財戦略本部」を設置。第1フェーズ(立ち上げ期:2005～2006年度)では各地域の実情に応じた「知的財産推進計画」を策定。第2フェーズ(普及・発展期:2007～2009年度)では、具体的な活動目標と成果目標を含む事業計画を策定。 ● 2003年以降の政府レベルの動きと併せて、地方公共団体においても、地域の特性をいかした知財戦略の策定が進展。2008年3月時点で、30都道府県が知財戦略を策定。	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。資料2「3.(4)知財を活用した地域の振興」において今後の取組の方向性について検討。
	地域の振興を促進するため、中小・ベンチャー企業等の産業界、地方公共団体、大学及び公設研究試験機関等が、それぞれの役割を適切に果たしつつ、相互の連携を強化するための具体的方策を推進する	● 2008年に中小企業が直面する課題に対して、関係機関の連携の下、ワンストップできめ細かな支援を行う「地域力連携拠点」316箇所を採択。 ● 産業クラスター計画に基づき全国18のプロジェクトが実施され、地域の経済産業局と民間の推進組織が一体となって、新事業に挑戦する地域の中堅・中小企業を支援している(2008年3月時点)。また、知的クラスター創成事業(第I期)を全国18地域、第II期計画を全国9地域で実施(2008年3月時点)。	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、今後、連携の更なる強化が必要。資料2「3.(4)知財を活用した地域の振興」において今後の取組の方向性について検討。
	地域における知的財産の	● 2007年度から、知財を活用した事業化を支援するため、知財の専門家や	第2期重点項目として

	創造活動や事業化を促進するため、知的財産に精通した地域の専門家を養成、確保する。	コンサルタント等から構成される支援チームを地域の中小企業に派遣する事を通じて、地域における支援人材を育成（２００７年度、約９０名の専門家が参加）。 ● ２００７年度から地方自治体における特許流通・技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）を育成。 ● 「企業等ＯＢ人材データベース」（２００３年度整備）及び「産学官連携支援データベース」（２００５年度整備）を整備し、各地で発掘したＯＢ人材やコーディネーター等と中小企業のマッチングを図っている。	指摘された取組は進められたが、かかる人材の質・量ともにいまだ不十分。資料２「３．（３）中小・ベンチャー企業への支援」において今後の取組の方向性について検討。
vi) 日本ブランドの振興 魅力ある食、地域ブランド、ファッションを創造するとともに、観光や文化外交などと連携し、戦略的な対外発信を行うことにより、日本ブランドの価値を高める。	ＪＡＳ法の品質表示制度等を踏まえるとともに、地域団体商標制度の活用や、個別の基準の明確化を図ることにより、安全・安心と信頼に基づく地域ブランドづくりを促進する。	● ２００６年４月、改正商標法が施行され、地域名と商品名からなる商標について一定地域における周知性を満たすこと等を要件として登録を可能とする地域団体商標制度が導入された。 ● ２００７年６月、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（中小企業地域資源活用促進法）が施行され、地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援が実施された。 ● ２００７年１１月、民間の有識者や地域ブランドの取組主体、地域ブランド支援者・支援団体等が集まり、情報交換や交流を行う「食と農林水産業の地域ブランド協議会」が設立された。 ● ２００７年度に、農林水産物・食品の地域ブランド化の先進的取組事例集や農林水産物・食品の地域ブランドの目指すべき姿と取組課題に関する検討報告書「農林水産物・食品の地域ブランドの確立に向けて」が作成され、関係者に周知された。 ● ２００８年３月時点で、４４都道府県において地域ブランド認証制度が設けられており、育成支援等が実施されている。	第２期重点項目として指摘された取組は進められたが、更なる強化が必要。資料２「３．（４）知財を活用した地域の振興」において今後の取組の方向性について検討。
vii) 知的財産人材の確保・育成 知的財産人材育成総合戦略に基づき、国際的融合人材の育成など、長期的かつ計画的に、知的財産人材の質・量両面における充実を図る。	企業におけるＣＩＰＯ（Chief Intellectual Property Officer：最高知財責任者）等の設置と、知的財産戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略の推進を奨励するとともに、幅広い能力を持った企業人材の育成を図る。	● 知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略を推進すべく知財担当役員・ＣＩＰＯの設置を企業に対して奨励（２００７年、２００８年）。 ● 未利用知財の活用のため、定期的な棚卸しの推奨や保有資産の再評価を奨励（２００７年、２００８年）。 ● 企業の知財戦略策定に資するよう「知財戦略事例集」（２００７年４月）及び「知的資産経営マニュアル」（２００７年３月）を策定・公表。 ● 国家検定である技能検定制度において、「知財管理」を対象職種として追加（２００７年１０月）。 ● 知財に関する授業科目を開設する大学・大学院が増加するなど、様々な学部・研究科において知財に関する知識を習得する環境を整備。	第２期重点事項として指摘された取組は進められた。今後も引き続き、三位一体による経営戦略の推進する必要がある。また、幅広い能力を持った企業人材の育成については、未だ不十分であり、資料２「４．①イノベーションの創出に資

		● 東京理科大学と大阪工業大学に知的財産専門職大学院が開設(2005年4月)。修士生には社会人が多く(約6割)、大学院での教育を企業における実務で活用。	する人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	弁理士の実務能力を高めるための方策を検討するとともに、知的財産取得のサポートだけでなく、知的財産を活かした経営や事業化の助言など幅広い活動を行えるよう能力の拡大を図る。	● 弁理士試験の簡素・合理化(2000年弁理士法改正)を通じて弁理士の増加を図るとともに、質の向上を図るべく、実務修習制度と継続研修制度を導入(2007年弁理士法改正)。 ● 知財を活用した事業化を支援するため、知財の専門家やコンサルタント等から構成される支援チームを地域の中小企業に派遣するとともに支援人材の育成を図る(地域中小企業知的財産戦略策定支援事業、2004年度～2006年度までで200社以上支援)	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。 資料2「4. ①イノベーションの創出に資する人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	知的財産活動のグローバル化にかんがみ、国際的に戦える知的財産人材の育成を進めるとともに、多様な言語に関する翻訳者や海外文献のサーチャーなどの育成を図る。	● アジア諸国を対象に、研修生の受入れ及び専門家の派遣を実施。 ● 日中知的財産人材育成機関間連携会合の開催(2008年5月)など、研修機関間の国際的なネットワークを構築。 ● 国際的に通用する知財専門人材を育成するべく、国際的な産学官連携の推進体制の整備を支援。	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。 資料2「4. ②グローバル化に対応した知財人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	優れた知的財産を創出し、産学官連携や技術移転を円滑に進めるため、産学が協働した人材の育成や交流に取り組むとともに、市場性の目利きができ、研究者に対しアドバイスやコーディネートができる人材の育成と確保に取り組む。	● 2003年度から2007年度の間に、大学が知財の管理部門を運営するための組織を構築することを支援するため、38大学に対し、大学知的財産アドバイザーを派遣。 ● 2007年度、特許情報の活用の促進、効果的な活用を支援するため、45都道府県に対し特許情報活用支援アドバイザーが計54名派遣され、全国の大学等を訪問し、533回の指導・研修を実施。 ● 2007年度、大学等の保有する特許シーズと導入企業の発掘を行い、技術移転を支援するため、46都道府県、37TLO、6経済産業局に対し、特許流通アドバイザーを計106名(2008年3月末)派遣。 ● 産学連携機関等での人材の受入れ及びOJTを支援する産業技術フェロシップ事業(NEDO)を実施。	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。 資料2「4. ①イノベーションの創出に資する人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	国民全体の知的創造能力と、他人の知的財産を尊重するマインドを育むため、知的財産に関する教育及	● 産業財産権や著作権を題材としたeラーニングを開発し、PCや携帯端末等で視聴可能なよう環境を整備。 ● 放送大学において知的財産関連科目の面接授業及び放送授業を開催。 ● 高校生、高等専門学校生、大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。 資料2「4. ③独創性を

	び普及・啓発を進める。	学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施し、知財の創造・保護の体験教育を推進。 ● 各地域で発明教室などの普及を促進。発明協会では、全国47都道府県に202の少年少女発明クラブが設置され、9000名以上のクラブ会員が所属（2008年5月）。 ● 「美術」、「音楽」、「技術」で知財教育が行われるよう中学校の学習指導要領を見直し（2007年度）。 ● 先生が独自に工夫した知財教育を実践する実験協力校が約340校に達するなど、知財教育に係る取組を各地で推進。 ● 関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施（2003年度～）。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。	重視した知財教育の推進」において今後の取組の方向性について検討。
--	--------------------	---	---

以上